

## 鹿屋市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第23条2項中「国民健康保険標準負担額減額認定申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、鹿児島県国民健康保険標準負担額減額認定証（別記第9号様式）の交付を受けなければならない」を「国民健康保険標準負担額減額認定申請書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない」に改める。

第24条第1項中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第25条中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第26条第2項中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第27条中「別記第14号様式」を「別記第13号様式」に改める。

附則第3項中「別記第15号様式」を「別記第14号様式」に、「別記第16号様式」を「別記第15号様式」に、「別記第17号様式」を「別記第16号様式」に、「別記第18号様式」を「別記第17号様式」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第 8 号様式(第23条関係)

**限度額適用**  
**国民健康保険 標準負担額減額** **認定申請書**  
**限度額適用・標準負担額減額**

被保険者記号・番号					
世帯主	住 所				
	氏 名	生年月日	年	月	日
限度額適用 減額対象者	氏 名	個人番号			
	世帯主との続柄	生年月日	年	月	日
長 期 入 院	該 当 ・ 非 該 当	交通事故等の第三者行為	有 ・ 無		
ここから下は、長期入院該当者のみ記入してください。		入院日数合計 ( 日 間 )			
①	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
④	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			
⑤	申請日の前1年間の入院期間(日数)	年	月	日	から
		年	月	日	まで
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所在地			

上記のとおり関係書類を添えて認定証の交付を申請します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

世帯主名 (申請者) \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

鹿屋市長

殿

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、  
 高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、  
 マイナ保険証をぜひご利用ください。  
 ※ 電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

別記9号様式を削り、別記第10号様式を別記第9号様式とし、別記第11号様式から別記第18号様式までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和6年8月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。